再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会長 殿

郵便番号 698-0002

(ふりがな) しまねけんますだししもほんごうちょう 住所 島根県益田市下本郷町 5 6 - 1 (ふりがな) かぶしきがいしゃまいめでぃあ 名称 株式会社マイメディア (ふりがな) だいひょうとりしまりやく ひでうら みはる 氏名 代表取締役 秀浦 実晴 電話番号 電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し再意見提出 の機会を頂き、誠に有難うございます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお願いいたします。

弊社は、島根県の西部で平成14年より ADSL 事業を営んでいる電気通信事業者です。 2月22日の「情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会・接続委員会 合同公 開ヒアリング」の様子を拝見致しましたが、7割の地域(光が整備されていないNTT局 の割合)の事情が殆ど考慮されないまま、平然とヒアリングが進行して行くことに驚き不 安を覚えました。

例えば、NTT西日本殿のWebページに掲載されております、1月21日の申請資料「加入者光ファイバ接続料の見直しについて」(以下、申請資料)によると、平成21年度末の光提供ビルは1120局とあり、約4000局(ビル局以外のRT-BOX局等を含む)と言われておりますNTT西日本殿の総局数に比すると、光が整備されている局は、実際には僅か3割という事になります。(NTT東日本殿も概ね同様の状況であると考えております。)

また、NTT東西殿は、申請資料においてシェアドアクセス1 芯あたりの対象世帯数4 $0\sim50$ と示しておられます。そのデータは、僅か3割の地域に9割弱の世帯が密集している場合のものであると思われ、その地域での競争経験を以って今後も競争が可能であると結論づける事は極めて早計であると考えます。実際に、今後光の展開が必要となる残りの7割の地域で1割強の世帯をカバーする事を想定し単純に比率計算致しますと、シェアドアクセス1 芯あたりの対象世帯数は $3\sim4$ 世帯程度である事が分かります。これでは設備の競争はもちろん、8分岐まとめ貸しによるシェアドアクセスを活用したサービス競争も起る筈がありません。

以上のように、<u>今回のNTT東西殿の申請は、特殊な不利地域などでなく7割という大きな地域(主に地方)において、競争環境の構築を放棄するに等しい内容であり、結果として地方の通信環境(インフラの整備及び数々のサービス等)が著しく遅れる事になるものと考えます。</u>本件、7割の地域に対する方向性を誤る事のないよう、引き続き十分なご議論及びご検討を宜しくお願い致します。